

新律綱領 四部

今先述^る市^部布^部お^りて以後
 別^に後^に後^に後^に後^に後^に後^に
 五^部法^を了^して官^に久^く熟^く讀^み精^を究^め
 勿^れ後^に後^に後^に後^に後^に後^に
 五^部法^を了^して官^に久^く熟^く讀^み精^を究^め
 勿^れ後^に後^に後^に後^に後^に後^に

信上上

字未四月廿

山海經

海內

山海經
卷之四
海內

海內

辛未四月廿

海內